

**新型コロナウイルス感染症に対応した小学校，中学校，高等学校
及び特別支援学校等における教育活動の再開等に関するQ & A**
(令和2年4月6日時点)

<目次>

※下線を引いている問が前回から更新したものとなります。

I 学校再開について

【保健管理等に関すること】

- 問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。
- 問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。
- 問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。
- 問4 発熱等の風邪症状を、登校前に確認できなかった児童生徒等の対応をどのように行うか。
- 問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。
- 問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。[更新]**
- 問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。
- 問8 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。
- 問9 窓のない部屋ではどうしたらよいか。
- 問10 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。
- 問11 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。
- 問12 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。
- 問13 どのような場面でマスクをすればよいか。
- 問14 マスクについて、学校へ優先配布してもらえないのか。
- 問15 手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないか。
- 問16 スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。

【心のケア等に関すること】

- 問17 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。
- 問18 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいのか。

【学習指導に関すること】

- 問19 臨時休業中に発生した児童生徒の学習の遅れについて、文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。
- 問20 新たに入学する児童生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかった範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。

- 問2 1 進級した児童生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができなかった場合に、新学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。
- 問2 2 令和2年2月までに当該学年における指導事項を全て終えており、3月は当該学年の復習に充てる予定だったところ、一斉臨時休業となったため、復習のための家庭学習を課したところである。この場合においても、令和2年度の教育課程内での補充のための授業を実施する必要があるか。
- 問2 3 補充のための授業を行う時数を確保するために、令和2年度に長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。
- 問2 4 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導を、令和2年度に行いたいが、児童生徒や教職員の負担を考えると、未指導事項を指導する時間の確保が難しい。この場合において、令和2年度において必要な措置を講じるに当たり、どのような工夫が考えられるか。
- 問2 5 臨時休業に伴い実施することができなくなった前年度の学年末考査を、4月以降に実施することは可能か。可能な場合、その結果は指導要録にどう反映させることが考えられるか。
- 問2 6 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に留学をしていた高等学校の生徒が帰国をすることになったが、そのような場合、留学の単位認定はどのように行うか。
- 問2 7 令和2年度から全面実施される新学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。
- 問2 8 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い各教科等の一部の実技指導とその対応としてどのようなものがあるか。
- 問2 9 職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。
- 問3 0 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。
- 問3 1 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。

【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

- 問3 2 入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。
- 問3 3 修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。
- 問3 4 修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。
- 問3 5 海外への修学旅行や研修旅行について。
- 問3 6 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。
- 問3 7 3月24日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、(略)それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式

の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。

【部活動に関すること】

- 問 38 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。
- 問 39 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。
- 問 40 学校再開に伴う部活動改革の推進について。

【学校給食に関すること】

- 問 41 給食当番など配食を行う児童生徒にマスクは必要か。
- 問 42 給食の会食時の留意事項はあるか。

【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】

- 問 43 学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

【放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること】

- 問 44 学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ等において密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。
- 問 45 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

【幼稚園等に関すること】

- 問 46 幼稚園が教育活動を再開する場合、どのようなことに留意すればよいのか。

Ⅱ 臨時休業の実施について

【臨時休業の実施に係る考え方について】

- 問 47 学校が所在する地域が3つの地域区分（①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域）のどれに該当するのかについて、どう考えればよいか。
- 問 48 4月1日の専門家会議の提言において、「感染確認地域」において想定される対応として、屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控えることがあげられている。学校は、50人以上が集まることも日常において考えられるが、「感染確認地域」において臨時休業しなくて良いのか。

【学校指導に関すること】

- 問 49 4月以降にも臨時休業を実施する場合、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、どのような方策が考えられるか。
- 問 50 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。
- 問 51 臨時休業期間において、子供の居場所確保のための取組として、自宅等で過ご

すことが困難な児童等を学校において預かる場合、当該児童等の指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

問52 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を、当該児童生徒の学習評価に反映してよいか。

【教科書の取扱いに関すること】

問53 新年度に使用する教科書の給与について、新型コロナウイルス感染症の影響により児童生徒が出席停止となったり、学校自体が臨時休業となった場合の給与方法はどのようにすればよいか。

問54 臨時休業で授業開始が後ろ倒しになる場合、教科書給与は授業に間に合う形であれば問題ないか。

【学校給食休止への対応に関すること】

問55 臨時休業に伴い学校給食を休止する際の留意点はあるか。

【非常勤職員等の業務体制の確保に関すること】

問56 非常勤職員等の業務体制はどのようにすればよいか。

【子供の居場所確保に関すること】

問57 放課後子供教室の実施についてどのように考えているか。

問58 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

問59 学校が臨時休業となっていて放課後児童クラブが開所されている場合、学校の教職員が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か。

I 学校再開について

【保健管理等に関すること】

問1 3つの条件が重なり合いさえしなければよいという理解でよいか。

- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けることはもちろんのこと、各学校においては、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策及び学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備などの万全な感染症対策をお願いします。
- なお、可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが望ましいと考えます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問2 手洗いは、どの程度の頻度で行えばよいのか。

- 様々な場所にウイルスが付着している可能性がありますので、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。
- また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導してください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問3 手指のアルコール消毒は必ず行わないといけないのか。

- 基本的には、流水と石けんで手洗いを行います。
- ただし、流水で手洗いができない場合には、アルコールを含んだ手指消毒薬を使用することが考えられます。
- なお、石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどして配慮を行ってください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問4 発熱等の風邪症状を、登校前に確認できなかった児童生徒等の対応をどのように行うか。

- 家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童生徒等については、登校時、教室に入る前に、保健室や職員室等に入室するように指導し、検温及び健康観察等を行ってください。
- 発熱等の風邪症状がみられる場合には、保護者に連絡して、自宅で休養させるようにしてください。
- なお、登校前に健康状態を確認できなかった児童生徒等が多数いる場合には、全教職員で連携して対応できるよう体制を整備してください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問5 学校で児童生徒等の発熱を確認した場合には、どうすればよいか。

- 当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導してください。（指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。）
なお、特に低年齢の児童等について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまるケースもあるかと思いますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をしてください。
- また、次の症状がある場合は、（1）（2）を目安に「帰国者・接触者相談センター」に相談するよう、ご家庭に指導してください。
 - （1）風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
 - （2）強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。※ 基礎疾患等のある児童生徒等は、上の状態が2日程度続く場合
- その後、もし感染が確認された場合には、保健所が濃厚接触者の特定等、必要な調査を行うこととなりますので、これにご協力ください。
（なお、学校内の児童生徒等の中に濃厚接触者が特定された場合には、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間の「出席停止」の措置をとってください。）
- 以上については、教職員についても同様の扱いとしてください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問6 感染経路の分からない患者が増えている地域にあり、保護者から学校を休ませたいと相談されたが、どうしたらよいか。[更新]

- まずは、保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努めてください。
- その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点多いなどの特性に鑑み、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない場合もありうると考えられます。
(「非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」について柔軟に判断することとなります。)
- なお、医療的ケアを必要とする児童生徒等や、基礎疾患等のある児童生徒等の中には、重症化のリスクが高いケースもあることから、主治医や学校医等に相談の上、個別に登校の判断をしてください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）
初等中等教育局教育課程課（内2367）

問7 児童生徒等や教職員が感染した場合はどうなるのか。

- 検査の結果、感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることとなります。
- 感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うこととなります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会においてもご協力ください。
- なお、文部科学省では、学校に感染者が発生した事例についての情報や知見を収集・蓄積しています。感染者が発生した場合には文部科学省にご報告いただくとともに、対応について疑義がある場合などにはご相談ください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問8 換気は、具体的にどのようにすればよいのか（頻度等について）。

- 休み時間毎に2方向のそれぞれ1つ以上の窓（対角線上の窓を開けると換気がスムーズに行われます）を広く開けて換気を行うようにします。
- また、換気の程度は天気や教室の位置によって異なり、授業中も2方向のそれぞれ1つ以上の窓を開けておくことが望ましいと考えます。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、換気の程度は天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談してください。
- なお、換気をすれば十分な感染予防ができるということではないため、あわせて、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策の徹底にご留意ください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

問9 窓のない部屋ではどうしたらよいか。

- 窓のない部屋は十分に換気をすることが難しいことがあるため、常時、入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮してください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

問10 体育館のような、広く天井の高い部屋でも換気は必要か。

- 体育館のような広く天井の高い部屋でも、人の密度が高い状態では換気を行うようにします。換気は感染防止の観点から重要であり、人の密度が低い状態でも換気に努めるようにしてください。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

問11 消毒は、具体的にどのような範囲で行えばよいか。

- 教室やトイレなど、児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行います。

- 消毒液については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウムを例示していましたが、学校における施設の消毒にあたっては、次亜塩素酸ナトリウムを積極的に利用いただきたいと考えており、御協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。
- なお、次亜塩素酸ナトリウムの利用については、厚生労働省及び経済産業省において以下 URL のリーフレットを作成していますので、適宜ご活用ください。
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614437.pdf>

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 2 学校内で共用される用具や備品についてはどのようにしたらよいか。

- 感染の要因の一つに、物品の共用による接触感染があります。学校では様々なものを共用しており、用具や物品の共用を避けることができれば避けるようにしますが、共用を避けるのが難しいものについては、使用后手洗いをするように指導することなどが考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 3 どのような場面でマスクをすればよいか。

- 基本的な考え方として、児童生徒等の間に飛沫のかからないような十分な距離（多くの児童生徒等が手の届く距離に集まらない状態）があり、かつ、換気を適切に行っている室内や屋外である場合には、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

（登下校時）

児童生徒等同士で登校する場合、向かい合わせにならず、十分な距離を保っていれば、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

（教室での授業）

教室において、児童生徒等の間に十分な座席の距離が取りにくく、近距離での会話や発声が必要な場合には、適切に換気を実施した上で、マスクを着用することが望ましいと考えられます。ただし、例えば、少人数の学級であるなど、ある程度座席を離して配置することができる場合は、マスクの着用は必ずしも必要ではありません。

（体育の授業）

屋外での活動…児童生徒等の間に十分な距離を取っている場合、マスクの着用は不要であると考えられます。

体育館等の屋内での活動…換気を適切に実施しており、かつ、児童生徒等の間に十分な距離を取っている場合、マスクの着用は不要であると考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 4 マスクについて、学校へ優先配布してもらえないのか。

- マスクについては、国内外において急激に需要が増加しており、依然としてその不足が解消しておりませんが、4月中を目途に、小中学校等の児童生徒及び教職員に対して、布マスクを配布できるよう、現在、関係省庁が連携して取組を進めております。
- 布マスクを配布するまでの間、文部科学省から、3月25日（水）に、新年度の学校再開に向けて、当面の間、各設置者・学校等に対し、家庭等における手作りマスクの作成・使用をお願いしています。
- 手作りマスクはハンカチやゴムひもといった各家庭にある一般的な材料で作成できるものであり、まずは各家庭において準備頂きたいと考えております。
- 引き続き関係省庁と連携して、学校に対するマスクの供給確保に取り組むとともに、学校の再開に向けて感染症対策に取り組んでまいります。
- なお、手作りマスクの作成方法については、子どもの学び応援サイト等を参考にいただければと考えております。
https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/mext_00460.html

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 5 手作りマスクを用意できない家庭もあるのではないのか。

- 基本的に、ご家庭でご用意いただくものと考えておりますが、ご家庭において、十分な対応が困難な場合も考えられることから、地域においても子供の育ちに関わる地域の関係者（家庭教育支援員や地域学校協働活動推進員等）や関係機関（社会教育施設等）を中心に、学校・家庭・地域が連携して、手作りマスクの普及に取り組んでいただくよう、3月25日付け事務連絡において依頼しています。
- さらに、各学校においても、養護教諭や家庭科、技術・家庭科担当教師等を中心に手作りマスクを作成する学校教育活動を行うことなども考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内 2 9 7 6）

問 1 6 スクールバスの運行に際してどのような点に留意すべきか。

- スクールバスにおいても3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が同時に重ならないようにすることはもちろんのこと、可能な範囲において、1つ1つの条件が発生しないよう配慮することが望ましいと考えます。
- 具体的には、
 - ・ 利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと
 - ・ 乗車前に検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる
 - ・ 可能な範囲でコース変更や運行方法の工夫等により、過密乗車を避けること
 - ・ 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用について指導すること
 - ・ 利用者に手洗いや咳エチケット等を徹底すること
 - ・ 多くの利用者が触れるドアノブ等を消毒すること等が考えられます。
- スクールバスの利用や契約の状況等を踏まえ、スクールバスの運行に関するルールや留意点を予め利用者や保護者に示しておくことが望ましいと考えます。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3193）

初等中等教育局健康教育・食育課（内2976）

【心のケア等に関すること】

問 1 7 学校再開後、心のケアについてはどのように対応すればよいか。

- 学校再開後についても、児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかと不安や恐れを抱くなど、依然として心理的なストレスを抱えている児童生徒も存在すると考えられるところです。
- ついては、学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に対応いただくようお願いいたします。
- なお、引き続き臨時休業を行う学校については、令和2年3月4日付け事務連絡※において示しているとおり、自宅で過ごす児童生徒及び保護者との連絡を密にし、児童生徒のストレス等の課題に関し、相談窓口（24時間子供SOSダイヤル等）を適宜周知するとともに、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援を行っていただくようお願いいたします。

※「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業中の児童生徒の外出について（3月4日時点）」

https://www.mext.go.jp/content/20200304-mxt_kouhou02-000004520_3.pdf

担当：初等中等教育局児童生徒課（内2905）

問18 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について、どのように対応すればよいか。

- 感染者、濃厚接触者とその家族、新型コロナウイルス感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されるものではありません。
- そのため、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないように十分配慮していただくようお願いします。
- また、子供や保護者等が新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見等に悩んだ場合の相談窓口として、「24時間子供SOSダイヤル」等を当省ホームページやSNS等を通じて周知していますので、適宜活用していただくようお願いします。

担当：初等中等教育局児童生徒課（内3298）

【学習指導に関すること】

問19 臨時休業中に発生した児童生徒の学習の遅れについて、文部科学省としてどのように学習保障のための施策を講じているのか。

- 文部科学省としては、令和2年3月24日付け事務次官通知において、今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮するよう、各教育委員会等に依頼しています。
- これに伴い、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。

- また、児童生徒の家庭学習の支援方策の一つとして、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に、本サイトを活用いただくことも考えられます。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問20 新たに入学する児童生徒について、臨時休業に伴い、前の学校段階で指導すべき内容の指導を行うことができなかつた範囲がある場合、どのような対応が考えられるか。

- 文部科学省としては、令和2年3月24日付け事務次官通知において、特に今春進学する児童生徒に対して、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があり、措置を講じる必要性が高い場合については、当該児童生徒の学習状況を進学先の学校に共有するとともに、実態に応じた必要な措置を講じるなどの対応を検討いただくよう、各教育委員会等に依頼しています。
- 進学先の学校においては、共有された情報を踏まえて必要に応じて補充的な学習などの個に応じた指導や教育課程に位置付けない補習を行う等の配慮が考えられます。
- なお、各学校・設置者等が教科書を十分に活用して補充のための授業等の必要な措置を講じることができるよう、各教科書発行者に対して、各学校・設置者等の検討に資する資料の作成について依頼しているところであり、必要に応じて参照いただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問21 進級した児童生徒が、前学年で指導すべき内容の指導を行うことができなかつた場合に、新学年の授業時数の中で、前学年の未指導分の授業を行うことは可能か。

- 今般の臨時休業に伴い、今春進級する児童生徒が授業を十分受けることができなかつた場合には、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、必要に応じて、令和2年度に教育課程内で補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行うことも考えられます。
- その場合において、令和2年度の教育課程内で必要な措置を講じることのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもなく、各学校において弾力的に対処いただくことが可能です。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問 2 2 令和 2 年 2 月までに当該学年における指導事項を全て終えており、3 月は当該学年の復習に充てる予定だったところ、一斉臨時休業となったため、復習のための家庭学習を課したところである。この場合においても、令和 2 年度の教育課程内での補充のための授業を実施する必要があるか。

- 今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることはないよう、可能な限り、必要な措置を講じるなど配慮することが求められます。
- しかし、一斉臨時休業の前に令和元年度の全指導事項を終えており、かつ一斉臨時休業期間中にも復習のための家庭学習を適切に課していたなど、学習に著しい遅れが生じる可能性が低い場合は、学校や設置者において、令和 2 年度に補充のための授業を実施しないという判断をすることも十分に考えられます。
- ただし、その場合も、課された家庭学習の取組状況等も踏まえ、児童生徒の学習状況を把握し、必要な措置を講じるなど配慮することは重要です。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問 2 3 補充のための授業を行う時数を確保するために、令和 2 年度に長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることを検討しているが、可能か。

- 前問で示しているとおり、補充のための授業として前学年の未指導分の授業を行う場合において、標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもありません。
- しかし、各設置者等の判断で、補充のための授業を行うために長期休業期間を短縮したり土曜日に授業を行ったりすることは可能です（学校教育法施行令第 2 9 条、学校教育法施行規則第 6 1 条等）。
- その際、児童生徒の負担が過重とならないように配慮するとともに、また、各学校の指導体制に見合った授業日数・授業時数となっているかなど、教職員の負担が過重とならないように配慮することが求められます。
- また、週休日である土曜日に授業を行う場合には、教職員の勤務日及び勤務時間について、各地方公共団体の条例等に則り、適切に振り替えを行うことが必要となります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内 2 3 6 7）

問24 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項の指導を、令和2年度に行いたいが、児童生徒や教職員の負担を考えると、未指導事項を指導する時間の確保が難しい。この場合において、令和2年度において必要な措置を講じるに当たり、どのような工夫が考えられるか。

- 臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、補充のための授業等の必要な措置を講じるなど配慮することが重要ですが、必要な措置を講じるための工夫を施すことは考えられません。
- 令和元年度に指導を予定していたが臨時休業により未指導となっている事項について、限られた時間を効率的に使って必要な措置を講じるための工夫としては、例えば、
 - ・令和2年度の教育課程内において（※1）、令和元年度の未指導事項と同じ系統性の内容を指導する際に（※2）扱う
 - ・知識及び技能の定着のための学習など家庭学習を課すことで補うことが可能な部分については、家庭との連携を図りながら家庭学習により対応し、学校において児童生徒の学習状況を把握する
 - ・児童生徒の学習状況を踏まえ、教育課程に位置付けない補習を必要に応じて実施する等が考えられます。
- なお、文部科学省から各教科書発行者に対して、各学校や設置者における補充のための授業等の検討に資するよう、指導上の工夫に関する資料の作成を依頼しており、こうした資料を必要に応じて活用していただくことも考えられます。

※1 令和2年度の教育課程内で補充のための授業を行う場合、そのことのみを理由に標準授業時数を超えて授業時数を確保する必要は必ずしもありません。

※2 平成29年改訂小・中学校学習指導要領解説総則編にあるとおり、学習指導要領の各教科等の内容は、学年間の系統性、発展性について十分配慮されています（小・総則P.70、中・総則P.71）。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問25 臨時休業に伴い実施することができなくなった前年度の学年末考査を、4月以降に実施することは可能か。可能な場合、その結果は指導要録にどう反映させることが考えられるか。

- 学年末考査などの定期考査の実施について法的な規定はなく、3月に実施する予定だった学年末考査を4月以降に実施しても差し支えありません。
- 3月に実施する予定だった学年末考査を4月以降に実施する場合、
 - ・ 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる、とされていること
 - ・ 各学年の課程の修了を認めるに当たっては、児童生徒の平素の成績を評価して、これを定めなければならないこと
 - ・ 指導要録は、学年ごとに作成されるものとされていることを踏まえ、令和2年度の指導要録における観点別学習状況の評価や評定に反映させることとなります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問26 新型コロナウイルス感染症対策の影響で、海外に留学をしていた高等学校の生徒が帰国をすることになったが、そのような場合、留学の単位認定はどのように行うか。

- 留学の単位認定に当たっては、実際の留学期間や、外国における学習の状況を把握し、それに応じた認定を行うことが必要です。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の流行により、留学先において授業を十分に受けることができなかった場合については、単位の認定に当たっては弾力的に対処し、当該生徒の進級、進学等に不利益が生じないよう配慮いただくようお願いいたします。
- その際、外国における学習のみで不足していると考えられる内容については、必要に応じて、家庭学習を適切に課したり、添削指導や補充指導等も活用しながら、適切に補うなど配慮いただくようお願いいたします。
- 特に、外国における学習の一部を必履修教科・科目の履修とみなして単位を認定する場合には、そのような配慮が必要であると考えています。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問27 令和2年度から全面実施される新小学校学習指導要領においては、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善が重視されているが、感染拡大防止のための配慮を行いながらそれを進めていくにはどうすればよいか。

- 学校再開後の各教科等の指導に当たっては、まずは教室等のこまめな換気の徹底や、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するよう指導するなど、令和2年3月24日の事務次官通知において示している感染症対策を講じていただいた上で、新学習指導要領において示している主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を行っていただきたいと考えています。
- なお、それでもなお感染の可能性が高い一部の実技指導などにおいては、指導の順序の変更の工夫なども考えられ、具体的な事例については、文部科学省においても整理の上、今後本Q&Aの中で示していく予定です。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問28 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い各教科等の一部の実技指導とその対応としてどのようなものがあるか。

- 各教科等の指導においても、学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じることが重要ですが、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い活動とその対応としては、例えば、
 - ・ 音楽科において、狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、歌う際にはできる限り一人一人の間隔を空け、人がいる方向に口が向かないようすること
 - ・ 家庭科において、調理などの実習について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、衛生管理をより一層徹底すること
 - ・ 体育科・保健体育科において、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動について、年間指導計画の中で指導の順序を変更することや、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすることなどが考えられます。
- また、学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、各教科等に共通する感染症対策として、
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒する
 - ・ 共用の教材、教具、情報機器などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底するなどの取組が考えられます。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問29 職業教科における実習等の指導においては、どのようなことに留意する必要があるか。

○ 学校内での実習や産業現場等学校外での実習を実施する際には、学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、共通する感染症対策として、

- ・ 共用の教材、教具、機器や設備などを適切に消毒する
- ・ 共用の教材、教具、機器や設備などを触る前後で手洗い・除菌行為を徹底するなどの取組が考えられます。

○ また、水産科における乗船実習を実施する際は、

- ・ 3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、生徒・職員ともに感染拡大防止の対策を徹底的に講じるとともに、通常実施する学校医による乗船前の健康診断等において、過去2週間以上、感染を疑われる者との濃厚接触が無いことを確認した上で、実習開始日までの間に十分な健康観察を行い、参加を決定すること。
- ・ 手すりや計器類など、船内で手に触れるものは常に消毒を行うとともに、毎日の体温検査等の健康観察を欠かさないこと。

などに留意する必要があります。

担当：初等中等教育局参事官（高等学校担当）（内2904）

問30 学校再開ガイドラインに示す感染症対策を講じた上で、自立活動の指導を行う場合に留意することは何か。

○ 指導内容によっては、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等の対応が取れない場合又は教師と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う、等の柔軟な対応を図ることが考えられます。

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内2431）

問3 1 実技を伴う体育の授業において、どのような点に留意すべきか。

- 一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている児童生徒もいると考えられるため、当面、体育の授業開始時には準備運動を十分に行うよう留意してください。
- 体育の授業の実施に際しては、個人や少人数で密集せず距離を取って行うことができる運動を行うなどの工夫をすることが考えられます。また、児童生徒が密集する運動や児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、例えば、新年度当初に実施するのではなく、年間指導計画の中で指導の順序を入れ替えるなどの工夫をすることが考えられます。
- また、可能な限り授業を屋外で実施したり、児童生徒が集合・整列する場面を避けるなどの工夫をするとともに、用具を使用する前に消毒したり、授業の前後に手洗いを徹底するなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じてください。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内2674）

【入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること】

問3 2 入学式や始業式の実施に当たっては、具体的にどのような感染拡大防止の対策が考えられるか。

- 入学式や始業式を実施する際には、こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じるなどの工夫を講じていただきたいと思います。

<感染拡大防止の措置>

- ・ 風邪のような症状のある方には参加をしないよう徹底
- ・ 参加者への手洗いや咳エチケットの推奨，可能な範囲でアルコール消毒薬の設置
- ・ こまめな換気の実施

<開催方式の工夫の例>

- ・ 参加人数を抑えること（在校生の参加の取りやめ，保護者の参加人数を最小限とする，保護者を別会場とする等）
- ・ 会場の椅子の間隔を空けて，参加者間のスペースを確保すること
- ・ 式典の内容を精選し，式典全体の時間を短縮すること（祝辞の割愛，式辞等の文書での配付など）

担当：初等中等教育局教育課程課（内2903）

問33 修学旅行の実施について、文部科学省はどう考えているか。

- 修学旅行の実施については、感染防止対策を最優先としていただき、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、学校や教育委員会等の設置者において適切に判断いただきますようお願いいたします。
- その上で、当面の措置として修学旅行を取り止める場合においても、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮いただき、中止ではなく延期扱いとすることを検討いただくなどの配慮をお願いしたいと考えております。

担当：（国内の修学旅行）初等中等教育局児童生徒課（内2389）
（海外の修学旅行）総合教育政策局教育改革・国際課（内3487）

問34 修学旅行を中止又は延期した場合のキャンセル料等については、国として支援してもらえるのか。

- 修学旅行の中止又は延期した場合のキャンセル料等については、各自治体等における対応状況等も踏まえ、どのような支援ができるか関係省庁と調整を進めているところです。

担当：（国内の修学旅行）初等中等教育局児童生徒課（内2389）
（海外の修学旅行）総合教育政策局教育改革・国際課（内3487）

問35 海外への修学旅行や研修旅行について。

- 現在、外務省から、新型コロナウイルス感染症のため、全世界に危険情報レベル2（不要不急の渡航は止めてください。）が発出されております。また、海外各国・地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限が行われています。加えて、我が国の水際対策として検疫体制も強化されています。

したがって、海外への修学旅行や研修旅行の計画がある場合は、諸外国における新型コロナウイルス感染症の状況、外務省の海外安全情報、日本からの渡航者・日本人に対する入国制限措置及び入国・入域後の行動制限の状況、海外から日本に帰国する際の我が国の水際対策としての検疫体制の強化等の状況を十分に踏まえ、外務省及び厚生労働省のホームページ等により情報収集を行った上で、慎重に御検討をいただくようお願いいたします。

（参照1）「海外安全ホームページ」（外務省ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/riskmap/>

(参照2) 「日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限」 (外務省ホームページ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

(参照3) 「水際対策の抜本的強化に関するQ&A」 (厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkiyou_00001.html

担当：総合教育政策局教育改革・国際課 (内3487)

問36 運動会等の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 運動会等の実施に当たっては、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重なることのないよう、実施内容や方法 (例えば、半日での開催など) の工夫が必要と考えます。また、地域の感染状況等も踏まえ、必要に応じて運動会等の延期など実施時期についての検討もお願いします。
- 特に、児童生徒が密集する運動や、児童生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合は、実施を見合わせることも考えられます。
- また、開閉会式での児童生徒の整列、児童生徒による応援、保護者等の参観、児童生徒や保護者が昼食をとる場所等についても、一度に大人数が集まって人が密集しないような工夫をするとともに、保護者等に対しても、手洗いや咳エチケット等の基本的な感染症対策を徹底してください。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室 (内2674)

問37 3月24日の事務次官通知において、「その他の学校行事についても、(略)それぞれの学校行事における学習活動の特徴に応じて感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じ」とあるが、具体的にはどういった工夫が考えられるのか。

- 学校行事は、子供たちの学校生活に潤いや、秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施する学校行事を検討することが重要となります。
- その上で、実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮することが考えられます。

(各学校行事における工夫の例)

※例であり各学校の実態に応じ適切に判断することが重要となります。

◆ 儀式的行事（着任式・離任式、新入生との対面式など）

- ・ 離任者や上級生などのメッセージについて、校内放送（音声や映像など）を活用したり、学校だよりに掲載したりする など

◆ 文化的行事（学習発表会、音楽会、クラブ発表会、文化祭など）

- ・ 小グループやパートごとの練習を基本とし、全員で集まって練習する機会はリハーサルのみとする
- ・ 学年ごとの発表を映像や音声にとり、校内放送で流す など

◆ 健康安全・体育的行事（健康診断、避難訓練、運動会など）

- ・ 健康診断について、例えば、保健室への入退室等について小グループごとにするなど、待ち時間が多くならないよう十分配慮する
- ・ 避難訓練や引き渡し訓練、防犯訓練などについて、各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけずに実施できるようにする など

※運動会については、「2. 学習指導に関すること 問3 2」をご確認ください。

◆ 遠足・集団宿泊的行事、旅行・集団宿泊的行事（次官通知別添1のIの3に示すところに加えて）

- ・ バス等による移動に際して、車内の換気に十分留意し、マスクを着用し、余裕をもって座れるようにする など

◆ 勤労生産・奉仕的行事（校内美化活動や地域清掃など）活動

- ・ 大掃除について、日頃の清掃指導を徹底し、回数等を精選する
- ・ 校外活動について、一斉ではなく、グループに分かれて時期や場所をずらして実施する など

担当：初等中等教育局教育課程課（内2903）

【部活動に関すること】

問38 部活動の実施に当たり、どのような点に留意すべきか。

- 部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月24日の通知で示した事項※を着実に実施するとともに、以下の事項について、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等においても着実な取組を行うことが必要と考えます。
 - ・一斉臨時休業及び春季休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避けるなど、生徒の怪我防止には十分に留意すること。
 - ・生徒が密集する活動や、生徒が近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動については、地域の感染状況等を踏まえ、安全な実施が困難である場合、当面の間、密集せずに距離を取って行うことができる活動に替えるなどの工夫をすること。
 - ・部活動で使用する用具等については、使用前に消毒を行うとともに、生徒間で不必要に使い回しをしないこと。
 - ・体育館や教室など屋内で実施する部活動については、その場所のドアを広く開け、こまめな換気や消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）など、感染拡大防止のための防護措置等を実施すること。
 - ・活動時間や休養日については、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に準拠すること。その際、感染の拡大防止の観点からも、より短時間で効果的な活動の実現に積極的に取り組むこと。

- なお、感染拡大防止等の観点から、臨時休業を行う学校においては、従前通り、部活動は自粛すべきものと考えます。

※「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日文科科学事務次官通知）抜粋

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index_00007.html

4. 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえ、3月9日の専門家会議で示されている3つの条件が重ならないよう、実施内容や方法を工夫すること。部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握すること。

生徒に手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底させるとともに、部室等の利用に当たっては、短時間の利用としたり一斉に利用しないなどに留意するよう指導すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

問39 部活動の地方大会や対外試合、合宿等について。

○ 全国的なスポーツ・文化イベントについては、文部科学省としては、専門家会議の見解を踏まえ、3月20日の事務連絡において各種イベントの開催に関する考え方を示したところです。この趣旨を踏まえ、都道府県及び市町村の教育委員会においては、感染の拡大防止の観点から、部活動の地方大会の概要（競技種目、開催日程、開催場所、参加校数や人数など）を把握するとともに、地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じ大会の主催者に対して、引き続き慎重な対応が求められることを周知徹底するようお願いいたします。

○ 学校においては、地域の感染状況等を考慮した上で、各部活動の意義や目的に照らし、各種大会への参加の必要性を判断するようお願いいたします。仮に、大会に参加する場合は、学校として責任を持って、会場への移動時や宿泊時、会場での更衣室や会議室の利用時など、大会におけるスポーツ・文化活動以外の場面も含め、生徒、教師等の感染防止対策を講じることが必要と考えます。

また、対外試合や校外での合宿等についても、地域の感染状況等を踏まえ、部活動を担当する教師のみでこれらの実施を決定するのではなく、学校として責任を持って実施の必要性を判断するとともに、仮に実施する場合は、大会参加と同様に感染防止対策を講じることが必要と考えます。

（参考）

・各種スポーツイベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）

https://www.mext.go.jp/content/20200320-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf

・各種文化イベントの開催に関する考え方について（令和2年3月20日時点）

https://www.mext.go.jp/content/202000320-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

問40 部活動の再開と部活動改革の推進について。

○ 部活動に関する業務は、従来から、教師の長時間勤務の主な要因の一つであるとの意見があることや、感染拡大防止の観点から、従来よりもきめ細かい部活動の管理が教師に求められることを十分に考慮し、学校の管理職においては、ガイドラインに準拠した活動時間や週休日を設定したり、部活動に係る校務分掌において教師の業務量や意向を

踏まえた配慮を行うなど、部活動が教師に過度な負担とならないよう十分な配慮をお願いします。

- また、学校の設置者においても、部活動における感染防止対策を講じるとともに、学校の働き方改革も十分に考慮して、部活動指導員の配置、合同部活動の推進、部活動の段階的な地域移行、地方大会の見直しなど、教師の負担軽減に資する部活動改革を積極的に実施していただくようお願いします。

担当：スポーツ庁政策課学校体育室（内3777）

文化庁参事官（芸術文化担当）付学校芸術教育室（内2832）

【学校給食に関すること】

問41 給食当番など配食を行う児童生徒等にマスクは必要か。

- 配食時のマスクの着用は、口からの飛沫等が食品に付着することなどを防ぐために必要とされています。
- 必ずしも市販のマスクである必要はなく、手作りマスクなど当該目的を達成できる機能を有するもので代替して差し支えありません。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

問42 給食の会食時の留意事項はあるか。

- 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底する必要があります。
- 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応が考えられます。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

【公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること】

問43 学校再開後において、公立学校の教職員の出勤等の服務はどのように取り扱われるのか。

- 公立学校の教職員については、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤する

ことにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等にのっとり教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行っていただきますようお願いいたします。

- なお、教職員が勤務するに当たっては、地域や学校の実情に応じて、在宅勤務や時差出勤を可能な範囲で推進するようお願いいたします。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえるようお願いいたします。

担当：初等中等教育局財務課（内2588）

【放課後児童クラブ、放課後等デイサービスのための学校の教室等の活用等に関すること】

問44 学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ等において密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保することが必要ではないか。

- 放課後児童クラブ等においては、密集性を回避し感染を防止する観点等から、一定のスペースを確保することが必要です。
- このため、学校を再開する場合でも、教育委員会と福祉部局が積極的に連携を図り、教室、図書館、体育館、校庭等が利用可能である場合には積極的に学校施設の活用を推進いただきたいと考えています。

担当：総合教育政策局地域学習推進課（内3260）

問45 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

- 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合は、一時的な使用（※）に当たるため、財産処分には該当せず手続は不要となります。
※一時的な使用：学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合を指す。

担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課（内2464）

【幼稚園等に関すること】

問46 幼稚園が教育活動を再開する場合、どのようなことに留意すればよいのか。

- 今般の一斉休業要請の対象外であった幼稚園についても「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」（令和2年3月24日付文部科学事務次官通知）の対象となっております。
- 当該通知において、別添1「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」をお示ししておりますので、「1. 保健管理に関すること」、「3. 入学式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること」、「5. 学校給食に関すること」、「6. 公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること」等をご参照いただき、教育活動再開に向けた準備を行っていただくようお願いいたします。
- また、臨時休業に関しましても、別添2「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」をご参照いただき、臨時休業を行う際の参考としてください。

担当：初等中等教育局幼児教育課（内3136）

Ⅱ 臨時休業の実施について

【臨時休業の実施に係る考え方について】

問47 学校が所在する地域が3つの地域区分（①感染拡大警戒地域、②感染確認地域、③感染未確認地域）のどれに該当するのかについて、どう考えればよいか。

- 4月1日に開催された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の提言においては、各地域区分の基本的な考え方について、下記のとおり、示されています。

（参考）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年4月1日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）（抜粋）

各地域区分の基本的な考え方や、想定される対応等については以下のとおり。

なお、現時点の知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしてはいないと考えられている。したがって、学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である。また、子どもに関する新たな知見が得られた場合には、適宜、学校に関する対応を見直していくものとする。

① 感染拡大警戒地域

- ・直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定以上の増加基調が確認される。
- ・重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。

② 感染確認地域

- ・直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっており、帰国者・接触者外来の受診者数についてもあまり増加していない状況にある地域（①でも③でもない地域）

③ 確認未確認地域

- ・直近の1週間において、感染者が確認されていない地域（海外帰国の輸入例は除く。直近の1週間においてリンクなしの感染者数もなし）

- 上記のとおり、同提言においては、各地域区分の考え方について述べる際に併せて、「現時点での知見では、子どもは地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていない」ことから、「学校については、地域や生活圏ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要である」とされています。このため、学校の所在する地域の区分のみならず、児童生徒等や教職員の「生活圏」におけるまん延の状況もみながら判断することが適切です。

- なお、4月1日の専門家会議後の記者会見においては、どの地域がどの区分に該当するかは「指標に従って自治体において判断すべき」という説明がなされています。（感染拡大地域などの「地域」は、都道府県単位を念頭に置かれています。）

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

問48 4月1日の専門家会議の提言において、「感染確認地域」において想定される対応として、屋内で50人以上が集まる集会・イベントへの参加は控えることがあげられている。学校は、50人以上が集まることも日常において考えられるが、「感染確認地域」において臨時休業しなくて良いのか。

○ 4月1日の専門家会議においては、現時点での知見では、子供は地域において感染拡大の役割をほとんど果たしていないと考えられると報告されています。また、学校においては、万全の感染症対策を講じ、「3つの条件（密閉・密集・密接）が同時に重なる場」を避ける取組を徹底していただくこととしています。

○ こうしたことを前提に、50人以上が集まることを理由に臨時休業を実施いただく必要はないと考えています。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2918）

【学校指導に関すること】

問49 4月以降にも臨時休業を実施する場合、児童生徒の学習に著しい遅れが生じることのないよう、どのような方策が考えられるか。

○ 4月以降にも臨時休業を実施する場合、臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮いただくようお願いいたします。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫いただきたくとともに、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただきたいと考えています。また、文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、本サイトを活用いただくことも考えられます。

○ また、家庭学習を課すことに加えて、各学校が児童生徒の学習状況の確認や補習等の学習指導を適切に行うとともに、生徒指導、児童生徒等の健康観察を適切に行う観点から、児童生徒等や学校の実態に応じて登校日（授業日を含む。以下同じ。）を適切に設定することも考えられます。その際には、例えば、児童生徒等を分散させて登校させ、人が密集しない環境を確保する等、最大限の感染拡大防止のための措置等を講じてください。

- また、登校日以外の日においても、児童生徒の学習状況の確認等のために家庭訪問を行ったり、体調面にも配慮した上で特に配慮を要する児童生徒など一部の児童生徒については登校させたりするなど、きめ細かな対応のための工夫を行うことも考えられます。ただし、その際、教職員の勤務負担が過重にならないようにするとともに、児童生徒及び教職員の健康管理についても十分に留意する必要があります。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問50 臨時休業期間において、指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 令和2年4月1日以降の小学校等については、平成31年3月29日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、中学校等及び高等学校等については、平成22年5月11日の通知「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」に示す通り、学校保健安全法第20条に基づく臨時休業の措置を行った場合には、授業日数には含まないものとして記録を行うようにしてください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

問51 臨時休業期間において、子供の居場所確保のための取組として、自宅等で過ごすことが困難な児童等を学校において預かる場合、当該児童等の指導要録の「出欠の記録」にはどのように記載すればよいか。

- 臨時休業期間において学校が児童等を預かる日は授業日でないため、指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱うようにしてください。
- なお、放課後児童クラブ・放課後等デイサービス等が学校から場の提供を受け活動を行った日についても、同様に、指導要録上の「授業日数」に含まないものとして取り扱うようにしてください。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

担当：初等中等教育局特別支援教育課（内3193）

問52 臨時休業期間中に実施した家庭学習の内容を、当該児童生徒の学習評価に反映してよいか。

- 学習評価を行うに当たっては、日々の授業の中で児童生徒の学習状況を適宜把握し、総合的に判断することが重要であり、臨時休業期間中の家庭学習の成果を適切に加味す

ることは考えられます。

担当：初等中等教育局教育課程課（内2367）

【教科書の取扱いに関すること】

問53 新年度に使用する教科書の給与について、新型コロナウイルス感染症の影響により児童生徒が出席停止となったり、学校自体が臨時休業となった場合の給与方法はどのようにすればよいか。

- 義務教育諸学校の教科書については、通常、入学式や始業式等、児童生徒の登校日の際に給与することとされているところです。今回、新型コロナウイルス感染症の影響により児童生徒が出席停止となったり、学校自体が臨時休業となるなどの措置が講じられる場合があります。その場合、教科書給与の方法として、例えば義務教育諸学校の場合、児童生徒本人が参加せず保護者のみを対象とした学校説明会等の場において、保護者を通じて給与を行うことや、学年別に日時を指定して行う登校日の際に給与を行うなど、従来通例として考えられていた、同一の日に全ての児童生徒に給与するというだけでなく、無償給与の手続き上問題はありません。
- また、有償である高等学校用教科書については、生徒への販売方法等について、各学校と教科書取扱書店との間で必要に応じ事前の打合せを行った上で、販売日を決め、学校にて生徒に販売を行うなどしてありますが、これについても、義務教育諸学校と同様に、保護者を經由した販売など、弾力的な対応を行うことにより、遅滞なく教科書が全ての生徒に行き渡るよう、対応をお願いいたします。

担当：初等中等教育局教科書課（内2411）

問54 臨時休業で授業開始が後ろ倒しになる場合、教科書給与は授業に間に合う形であれば問題ないか。

- 臨時休業期間中に、家庭学習において教科書を活用することも考えられます。
- ついては、前問の答にありますように、学校説明会等の際に保護者を通じて給与したり、児童生徒の登校日に給与するなど、できる限り早めの給与ができるよう、工夫をお願いします。

担当：初等中等教育局教科書課（内2411）

【学校給食休止への対応に関すること】

問55 臨時休業に伴い学校給食を休止する際の留意点はあるか。

- 学校給食を休止する際には、関係事業者等と十分協議を行うなど、関係者の理解と協力を得られるよう留意することが、再開時の学校給食の安定的な実施を図る観点からも重要です。
- なお、春休みまでの臨時休業に伴う学校給食休止への対応については、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－」により創設された「学校臨時休業対策補助金」による補助の対象となっています。

担当：初等中等教育局健康教育・食育課（内2694）

【非常勤職員等の業務体制の確保に関すること】

問56 非常勤職員等の業務体制はどのようにすればよいか。

- 学校の臨時休業においては、各地域や学校の実情に応じ、非常勤職員を含む職員全体の働く場の確保を図るとともに、組織全体としての業務体制の確保に万全を期すようお願いいたします。
具体的には、授業がない場合であっても、非常勤講師の場合は授業準備や児童生徒の家庭学習の支援、学校用務員の場合は学校施設の修繕、給食調理員の場合は給食調理場等の清掃、消毒、寄宿舎の職員の場合は寄宿舎の清掃や消毒、寄宿舎運営に係る検討等の業務、特別支援教育支援員の場合は教材準備の補助の業務等を行うことが考えられ、補助金事業により配置される職員等を含め、他の職員についても休業期間中も何らかの業務に携わることが可能であると想定されるところであり、各教育委員会等において、当該非常勤職員についてはその任用形態や学校の運営状況等を、補助金事業により配置される職員についてはその補助目的を踏まえながら、適切に対応するようお願いいたします。
- なお、基本的には上記の通り類似の業務を行うことにより対応することが考えられるところですが、これが困難である場合には、例えば、本人の同意を得て業務内容を変更して新たな業務を行わせることなど、適切に対応することが考えられます。

担当：初等中等教育局財務課（内2588）
 高等教育局私学部私学行政課（内2532）

【子供の居場所確保に関すること】

問57 放課後子供教室の実施についてどのように考えているか。

- 学校において児童生徒等又は教職員の感染が判明し、臨時休業を行う場合は、保護者に休暇を取得いただくなどの協力が必要になりますが、子供の居場所確保に向けた取組を行うかどうかについては、学校を臨時休業とした趣旨を踏まえ、児童生徒等との感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断する必要があると考えています。
- その上で、臨時休業中に放課後子供教室を実施する場合には、「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（依頼）」（令和2年3月2日付け文部科学省初等中等教育局長ほか連名通知）を参照し、感染症対策や環境衛生管理に十分御留意いただくようお願いいたします。

担当：総合教育政策局地域学習推進課（内3260）

問58 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合、財産処分手続は必要か。

- 国庫補助を受けて整備された学校の教室等を放課後児童クラブ等に活用する場合は、一時的な使用（※）に当たるため、財産処分には該当せず手続は不要となります。
※一時的な使用：学校教育の目的で使用している学校施設について、学校教育に支障を及ぼさない範囲で、他の用途に使用する場合を指す。

担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課（内2464）

問59 学校が臨時休業となっていて放課後児童クラブが開所されている場合、学校の教職員が放課後児童クラブの業務に携わることは可能か。

- 学校が臨時休業となっている中で放課後児童クラブを開所するか否かについては、学校が臨時休業とされた状況を踏まえ、子供等との感染拡大リスクを考慮し、慎重に判断されることとなります。
- 学校の教職員が日常的に放課後児童クラブの業務に携わることは想定されないところですが、臨時休業中に放課後児童クラブを開所するという判断が市区町村においてなされた場合においては、子供たちを放課後児童クラブ等で受け入れるための人的体制を確保する観点から、学校の教職員が、その職務である教育活動等の一環として、各教育委員会等の職務命令に基づいて放課後児童クラブ等における学習指導や生徒指導等に関する

る業務に携わることは可能です。

ただし、当該業務はいわゆる「超勤4項目」には含まれませんので、教員が放課後児童クラブの業務に携わるのは所定の勤務時間内に限ります。仮に、通常の勤務時間よりも早い時間帯又は遅い時間帯に携わる場合には、時差出勤とすることが考えられます。

- なお、学校の教職員については、臨時休業であっても様々な業務が想定される場所であり、例えば、学級を担任する教師にあっては、当該学級の児童生徒への連絡や家庭訪問など、通常では行わない業務等があるため放課後児童クラブ等の活動に携わるのが困難であることが一般的に想定され、学級を担任する教師以外の教師、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員等について各地域や学校の実情に応じて分担して放課後児童クラブを支援することが考えられるところであり、個々の教職員の業務負担を踏まえた上で、適切にご検討いただきたいと考えています。

また、放課後児童クラブとは別に、学校が自ら教育活動を展開して子供の居場所を開設する場合には、これらの活動による業務負担を踏まえた上で、放課後児童クラブの支援について御検討いただきたいと考えています。

担当：初等中等教育局財務課（内2588）